

築上町告示第105号

令和5年第2回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

令和5年7月26日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和5年8月2日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

江本 守君	田村 紘貴君
吉元 健人君	宗 裕君
今富 義昭君	池永 巖君
鞆野 希昭君	池亀 豊君
田原 宗憲君	塩田 文男君
工藤 久司君	武道 修司君
信田 博見君	丸山 年弘君

○応招しなかった議員

令和5年 第2回 築上町議会臨時会会議録（第1日）

令和5年8月2日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和5年8月2日 午前10時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 築上町議会議長の選挙について

追加日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第2 会期の決定

追加日程第3 選挙第2号 築上町議会副議長の選挙について

追加日程第4 議席の指定

追加日程第5 諸般の報告

①議長の報告（提出された案件等の報告）

追加日程第6 築上町議会常任委員会委員の選任について

追加日程第7 築上町議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 発議第4号 築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第9 発議第5号 築上町議会報告特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第10 発議第6号 築上町議会研修特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第11 発議第7号 住みたいまちづくり特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第12 選挙第3号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

追加日程第13 選挙第4号 京築地区水道企業団議会議員の選挙について

追加日程第14 選挙第5号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙について

追加日程第15 議案第77号 専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第4号）
について）

追加日程第16 議案第78号 専決処分について（令和5年度築上町西角田財産区特別会計予算
について）

追加日程第17 議案第79号 専決処分について（令和5年度築上町葛城財産区特別会計予算に
ついて）

追加日程第18 議案第80号 専決処分について（令和5年度築上町上城井財産区特別会計予算
について）

追加日程第19 議案第81号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第5号）について

- 追加日程第20 議案第82号 工事請負変更契約の締結について
追加日程第21 築上町議会運営委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第22 築上町議会常任委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第23 築上町議会特別委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 選挙第1号 築上町議会議長の選挙について
追加日程第1 会議録署名議員の指名
追加日程第2 会期の決定
追加日程第3 選挙第2号 築上町議会副議長の選挙について
追加日程第4 議席の指定
追加日程第5 諸般の報告
①議長の報告（提出された案件等の報告）
追加日程第6 築上町議会常任委員会委員の選任について
追加日程第7 築上町議会運営委員会委員の選任について
追加日程第8 発議第4号 築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議について
追加日程第9 発議第5号 築上町議会報告特別委員会の設置に関する決議について
追加日程第10 発議第6号 築上町議会研修特別委員会の設置に関する決議について
追加日程第11 発議第7号 住みたいまちづくり特別委員会の設置に関する決議について
追加日程第12 選挙第3号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
追加日程第13 選挙第4号 京築地区水道企業団議会議員の選挙について
追加日程第14 選挙第5号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙について
追加日程第15 議案第77号 専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第4号）
について）
追加日程第16 議案第78号 専決処分について（令和5年度築上町西角田財産区特別会計予算
について）
追加日程第17 議案第79号 専決処分について（令和5年度築上町葛城財産区特別会計予算に
ついて）
追加日程第18 議案第80号 専決処分について（令和5年度築上町上城井財産区特別会計予算
について）
追加日程第19 議案第81号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第5号）について

追加日程第20 議案第82号 工事請負変更契約の締結について

追加日程第21 築上町議会運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第22 築上町議会常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第23 築上町議会特別委員会の閉会中の継続調査について

出席議員 (14名)

1 番 江本 守君	2 番 田村 紘貴君
3 番 吉元 健人君	4 番 宗 裕君
5 番 今富 義昭君	6 番 池永 巖君
7 番 鞆野 希昭君	8 番 池亀 豊君
9 番 田原 宗憲君	10番 塩田 文男君
11番 工藤 久司君	12番 武道 修司君
13番 信田 博見君	14番 丸山 年弘君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 横内 秀樹君	次長 脇山千賀子君
係長 中原 寿浩君	係員 小野 聖佳君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長			石井 紫君
総務課長	椎野 満博君	企画財政課長	元島 信一君
まちづくり振興課長 ...	桑野 智君	人権課長	武道 博君
税務課長	田村 貴志君	子育て・健康支援課長 ...	吉川 千保君
保険福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	古市 照雄君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	首藤 裕幸君
上下水道課長	福田 記久君	住民生活課長	西田 哲幸君

学校教育課長 …………… 鍛治 孝広君 生涯学習課長 …………… 尾座本三雄君
教育施設整備室長 …… 樽本 知也君 監査委員事務局長 …… 脇山千賀子君
監査委員事務局 …………… 中原 寿浩君

午前10時00分開会

○事務局長（横内 秀樹君） おはようございます。議会事務局長の横内と申します。定刻の10時になりましたので、令和5年第2回築上町議会臨時会を開催させていただきたいと思います。

本日の会議は、任期満了による一般選挙後の初の議会であります。臨時議長が就任するまで、事務局長の私が進行を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、初議会の開催に当たり、新川町長から御挨拶の申出がありましたので、これをお受けしたいと思います。

新川町長、よろしくお願ひします。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。暑い毎日が続いておりますが、そしてまた皆さんには、7月23日の選挙ということで本当に暑い選挙戦でございましたけれど、見事勝ち抜いていただいて、当選をされた14名の皆さん、大変おめでとうございます。もう本当に、皆さん、大変暑かっただろうとこのように感じておるところでございます。

行政報告、若干させていただきますけど、6月30日から7月10日ぐらいの間に、断続的に大雨警報が出てまいりまして、本町でも大分災害が出てきたわけでございます。

まずは、家屋の被害が1件、これはそんなに大きな被害ではございませんけれども、裏の畑が崩壊して家屋に迫ってきたと、寒田地区の鶴田友彦さん宅がちょっと被災されたというようなことでございます。

それから、あとは城井川、それから極楽寺川主体に井堰が相当、大雨によって崩壊をしていったと、それと井堰の下流の護岸も大分崩壊をしてきて、あわや惨事になろうかなというところでもございましたけれど、難は逃れたわけでございます。

それから、あと、林道、それから農地災害、水路等も多々ありますけれども、国の災害予算にのるようなのは多いわけでございますけど、国の予算にのるといのは、今、設計中でございますけど、多分七、八件ぐらいは国の予算にのってくるのではなかろうかなと、このように考えておるところでございます。

それから、若い人たちの活躍ということで、弓道の青豊高校の田中飛隼君が県大会で、あれよあれよと勝ち抜いて行って全国大会に出場、それからダンスの、これも青豊高校でございますけれども、後藤南菜子さんと、青豊高校の団体の部の一員として、これも全国大会に出ると。

それから、あと、陸上競技は中学生の田村夷久磨君という、これも本町の中学ではないんですけど、行橋の中京中学のほうに通って、非常にいいコーチがおるといふようなことで、そこに、中京中学に通いながら陸上に専念しておるといふことで全国大会に、これも800メートルの選手で県大会、勝ち抜いて出ると、こういう形でございます。

それとまた、レスリングにおいても、築上西高から4名の選手、大田逢生くん、それから大塚暁さん、それから長谷川陸さん、西原琉杏さんといふことで、女性が西高から初めて全国大会に出るようになったという報告もあって、また、表敬訪問を受けております。

それから、団体競技では京築ボーイズの、これも全国大会に行くといふようなことで、本町の所属は4名おりますけれども、京築ボーイズが全国大会に、福岡県代表していくといふような、これも表敬訪問を受けました。

それから、小学生の野球についても、みやこロータスといふ、これは本町から7名参加しておりますけど、7名中6名がレギュラーといふようなことで、これは県の小学生の軟式野球連盟からの推薦で全国大会に行くと、このような形で、非常に若い人の活躍が今後もまた望まれる、そしてまた、現在このような形で大活躍しておると、こういう状況でございます。

それから、全国大会ではございませんけど、昨日、バドミントンの中学生の山下空輝さんといふ方が、これも宮崎で開かれる九州大会に、県で準優勝したといふことで、行くといふことで、昨日、表敬訪問に来ていただいたところでございます。

それから、あと、皆さん方には議会中ではございましたので、専決処分といふことで、急を要するものについては専決処分を4件ほどさせていただいております。

そして、今回、議案として、これも一般会計の補正予算1件と、それから八津田小学校の外構工事が議会議決案件を超える変更契約で、5,000万円を超えるといふ契約になりましたんで、今回、議会の承認を頂くために議案として提案をさせていただいておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げたいと思います。

それから、新しい議員の皆さんに、皆さん、4年間どうぞ築上町の発展のために御尽力、御協力をよろしくお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

○事務局長（横内 秀樹君） ありがとうございます。

ここで、一般選挙後の初の議会といふことで、議員の皆様並びに町執行部の自己紹介をしていただきたいと思います。

まず初めに、議員の皆様からお願いします。仮議席1番の江本議員から順次、議席番号順に自己紹介をお願いいたします。

○議員（仮議席1番 江本 守君） 1番の江本守です。一生懸命頑張って、行政との、住民とのパイプとして努力してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます（拍手）

- 議員（仮議席2番 田村 紘貴君） 新人の田村紘貴です。分からないことばかりですが、精いっぱい頑張りますので、よろしくお願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席3番 吉元 健人君） 新人の吉元健人です。私も分からないことばかりですが、一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席4番 宗 裕君） 町民の負託を受けて、初めてこの議会に参りました宗裕と申します。この場で、執行部の皆様方と正々堂々の議論をできることを大変楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席5番 今富 義昭君） 新人の今富義昭でございます。一昨年前まではそちら側に座っておりましたが、今回、何かこちら側に座ったら景色が全然違って、実に緊張しております。これから、町の発展のために議会議員としてやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席6番 池永 巖君） 2期目を務めさせていただきます池永巖です。よろしくお願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席7番 鞆野 希昭君） 鞆野希昭です。昨年の11月から、町の執行部の皆さんや議員の皆さんに大変御迷惑をかけて、この場で深くおわび申し上げます。今度、当選いたしましたので、住みたいまちづくりのために一生懸命頑張ってまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席8番 池亀 豊君） 池亀豊です。引き続き4年間、町の発展のために尽くしたいと考えております。よろしくお願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席9番 田原 宗憲君） すみません、田原宗憲です。今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席10番 塩田 文男君） 塩田文男でございます。初心を忘れず頑張ってまいります。よろしくお願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席11番 工藤 久司君） 長いもので、6期目当選させていただきました工藤久司でございます。執行部とは是々非々という立場を貫きながら、町の発展のために尽力したいと思います。よろしくお願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席12番 武道 修司君） 皆さん、おはようございます。7回目の当選をさせてもらいました武道修司です。初心に返り、しっかりと議会活動をし、町の発展のために頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）
- 議員（仮議席13番 信田 博見君） おはようございます。信田博見でございます。8期目の当選をさせていただきました。しっかりと築上町の発展のために尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

- 議員（仮議席14番 丸山 年弘君） 丸山年弘でございます。私も、信田さんと同じく8回目
当選です。あんまり大したこともできなかったけど、一生懸命、町のために頑張ってます。
これからも、全身全霊、町のために頑張ります。よろしく願いいたします（拍手）
- 事務局長（横内 秀樹君） ありがとうございます。
次に、執行部の自己紹介をお願いいたします。
順次、町長、副町長、教育長、会計管理者、そして各課長の順番でお願いします。
では、町長からお願いいたします。
- 町長（新川 久三君） 町長の新川でございます。どうぞよろしくをお願いします。（拍手）
- 副町長（八野 紘海君） 副町長の八野と申します。よろしくをお願いします。（拍手）
- 教育長（久保ひろみ君） 教育委員会教育長の久保でございます。どうぞよろしく願いいたし
ます。（拍手）
- 会計管理者兼会計課長（石井 紫君） 会計管理者兼会計課長の石井紫と申します。よろしく
お願いいたします。（拍手）
- 総務課長（椎野 満博君） 総務課長の椎野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
（拍手）
- 企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課長の元島でございます。どうぞよろしくお願いいた
します。（拍手）
- まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。（拍手）
- 税務課長（田村 貴志君） 税務課長の田村と申します。よろしくお願いいたします。（拍手）
- 産業課長（古市 照雄君） 産業課長の古市と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
（拍手）
- 建設課長（神崎 秀一君） 建設課長の神崎と申します。どうぞよろしくをお願いします。（拍
手）
- 都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課長をしております、首藤と申します。よろしくお願
いいたします。（拍手）
- 学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課長の鍛冶と申します。どうぞよろしくお願いいたし
ます。（拍手）
- 生涯学習課長（尾座本三雄君） 生涯学習課長の尾座本と申します。どうぞよろしくお願いいた
します。（拍手）
- 教育施設整備室長（樽本 知也君） 教育施設整備室長の樽本でございます。どうぞよろしくお
願いいたします。（拍手）

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課長の吉川千保と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課長の種子と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課長の西田と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○人権課長（武道 博君） 人権課長の武道でございます。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課長の福田と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○監査委員事務局長（脇山千賀子君） 監査委員事務局長の脇山と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○事務局長（横内 秀樹君） ありがとうございます。

それでは、臨時会に入らせていただきます。

本臨時会は、築上町議会議員一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長として職務を行っていただくことになっています。

ただいま出席議員の中で、丸山議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

丸山議員は、議長席に御登壇をお願いいたします。

それでは、丸山議員、臨時議長をよろしくお願ひいたします。

〔臨時議長 丸山 年弘君議長席に着く〕

○臨時議長（丸山 年弘君） よろしくお願ひいたします。

皆さん、おはようございます。ただいま紹介をされました丸山年弘です。先ほど事務局より説明がありましたように、地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長として職務を行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから令和5年第2回築上町議会臨時会を開催いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（丸山 年弘君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席のとおり指定します。

日程第2. 選挙第1号

○臨時議長（丸山 年弘君） 日程第2、選挙第1号築上町議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（丸山 年弘君） ただいまの出席議員は14名です。

仮議席1番の江本守議員については、代理投票の申出がありましたので、これを許可します。
事務局2名で代理投票を行います。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席2番、
田村紘貴議員、仮議席3番、吉元健人議員を指名いたします。立会人の方は、前にお願いをいた
します。

投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（丸山 年弘君） 異状なしと認めます。立会人の方は自席にお戻りください。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（丸山 年弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（丸山 年弘君） それでは、記入してください。記入しましたら、順次投票箱へ投票
してください。

〔議員投票〕

○臨時議長（丸山 年弘君） それでは、これで投票を締め切ります。

それでは、開票いたします。立会人の方は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（丸山 年弘君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数14票、うち有効投票が14票、うち無効投票ゼロです。有効のうち、塩田文男
10票、信田博見2票、武道修司1票、池亀豊1票です。

この選挙の法定得票数は3.5票です。したがって、塩田文男議員が議長に当選をされました。
ただいま議長に当選をされました塩田文男議員が議場におられますので、会議規則第33条の
規定により、当選の告知をします。

つきましては、議長の当選並びに承諾の御挨拶を前の演台でお願いをいたします。

○議員（仮議席10番 塩田 文男君） 皆さん、こんにちは。議長に多数の支持を頂きまして、議長に就任させていただきました。議長として、築上町のためにこれから一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

よく、毎回、言われるのは、議長として公平性を欠くなどという言葉が出ますが、私本来、もともと公正を欠くような行動は取った覚えはあまりないんですけども、議長としての職務については、同じように公平な立場で判断・行動してまいりたいと思います。

これから、待ったなしの人口減少、また少子化問題、いろんな問題、課題がある中で、私ども一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

一生懸命と一所懸命という言葉がありまして、昔は一つの所、一所懸命、一つの所に懸命にということで、家を構えて、隣に畑があって、そして田んぼがあって、ここで懸命に家族を養って一所懸命やっていくんだと。しかし、一つの所で人生を終えるということがこの近代なくなりまして、一所懸命が一生懸命になってきたという形の話、以前、よそでも聞いたことがあるんですけども、やはり築上町においても、我々議会として、人口が減るとは言いつつ、一人でも人口を増やす行動を常に考えて、取っていくのが正しい道ではないかと思ひまして、一所懸命の政策を一生懸命考えていくという形で、私は議会人として頑張っていきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。（拍手）

○臨時議長（丸山 年弘君） それでは、塩田議長、議長席にお着き願ひます。

以上で、臨時議長の職務を終わります。議長の席を降りさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

〔臨時議長退席、議長着席〕

午前10時30分休憩

.....
午前10時40分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

本日のこれからの議事日程は、お手元に配付のとおりです。

.....
追加日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（塩田 文男君） 追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、仮議席4番、宗裕議員、仮議席5番、今富義昭議員を指名します。

.....
追加日程第2. 会期の決定

○議長（塩田 文男君） 追加日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日限りの1日間と決定しました。

追加日程第3. 選挙第2号

○議長（塩田 文男君） 追加日程第3、選挙第2号築上町議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（塩田 文男君） ただいまの出席議員は14名です。

仮議席1番の江本議員については、代理投票の申出がありましたので、許可します。事務局2名で代理投票を行います。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席6番、池永巖議員、仮議席7番、鞆野希昭議員を指名いたします。

投票箱の点検をお願いしたいと思います。

〔投票箱点検〕

○議長（塩田 文男君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

異状なしと認めます。

それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（塩田 文男君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） それでは、記入しましたら、順次投票を行ってください。

〔議員投票〕

○議長（塩田 文男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方は、開票の前に立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（塩田 文男君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 14 票、うち有効投票 13 票、うち無効投票 1 票、有効投票のうち、丸山年弘議員 10 票、信田博見議員 1 票、工藤久司議員 1 票、池亀豊議員 1 票です。

この選挙の法定得票数は 3.25 票です。したがって、丸山年弘議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開けてください。

[議場開鎖]

○議長（塩田 文男君） ただいま副議長に当選されました丸山年弘議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

つきまして、副議長の当選並びに承諾の御挨拶を前の演台にてお願いいたします。丸山年弘議員、お願いいたします。

○議員（仮議席 14 番 丸山 年弘君） ただいま副議長に推挙をいたされました丸山でございます。私は、あまり口が上手ではなくて、やることはちょっと苦手なことが多いんですが、これから先も議長を支えて、そして円滑な議会運営ができますように、一生懸命頑張りたいと思います。

また、築上町には、やらなければならないことがたくさんあります。それに向けて一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（塩田 文男君） 丸山副議長、ありがとうございます。

それでは、ここで執行部は退席をしていただきます。

そして、ここで暫時休憩をいたします。

議員の皆さんは、委員会室で全員協議会を開催しますので、お集まりください。

午前10時50分休憩

.....

午後 4 時40分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

このまま続けますと、5時を過ぎてしまいますので、会議時間を延長しようと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なし。異議ありませんので、5時を過ぎてもこのまま会議を続けることといたします。

----- . ----- . -----

追加日程第 4. 議席の指定

○議長（塩田 文男君） 追加日程第 4、議席の指定を行います。

議席については、会議規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定によって、お手元に配付しております。

す議席表のとおりです。

なお、本日は、議場整理のため仮議席で運営をさせていただきます。

追加日程第5. 諸般の報告

○議長（塩田 文男君） 追加日程第5、諸般の報告をいたします。

本日提案されています案件は、発議第4号外19件。

お諮りします。追加日程第6、築上町議会常任委員会委員の選任についてから、追加日程第23、築上町議会特別委員会の閉会中の継続調査についてまでを、本日即決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、築上町議会常任委員会委員の選任についてから築上町議会特別委員会の閉会中の継続調査についてまでを、本日即決することに決定いたしました。

追加日程第6. 築上町議会常任委員会委員の選任について

○議長（塩田 文男君） 追加日程第6、築上町議会常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、お手元に配付しております名簿のとおり、総務産業建設常任委員会委員に今富義昭議員、池永巖議員、鞆野希昭議員、田原宗憲議員、工藤久司議員、武道修司議員、信田博見議員を、厚生文教常任委員会委員に田村紘貴議員、吉元健人議員、宗裕議員、江本守議員、池亀豊議員、丸山年弘議員、私、塩田文男を選任することに決定いたしました。

なお、議長は、厚生文教常任委員会の所属となります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時44分休憩

.....

午後4時44分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、議事を再開いたします。

ここで報告いたします。各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、御報告いたします。

総務産業建設常任委員会の委員長に武道修司議員、副委員長に池永巖議員、厚生文教常任委員会の委員長に池亀豊議員、副委員長に吉元健人議員。以上のとおり互選されたことについて報告がありました。

これで報告を終わります。

追加日程第7. 築上町議会運営委員会委員の選任について

○議長（塩田 文男君） 追加日程第7、築上町議会運営委員会の委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付しております名簿のとおり、吉元健人議員、池永巖議員、池亀豊議員、武道修司議員、丸山年弘議員を選任することに決定いたします。

一旦休憩をいたします。

午後4時46分休憩

午後4時46分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、議事を再開いたします。

報告します。築上町議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、御報告いたします。

築上町議会運営委員会の委員長に武道修司議員、副委員長に池亀豊議員。以上のとおり互選されたことについての報告がありました。

これで報告を終わります。

追加日程第8. 発議第4号

○議長（塩田 文男君） 追加日程第8、発議第4号築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明をお願いします。横内事務局長。

○事務局長（横内 秀樹君） 発議第4号築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議について。標記について別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。令和5年8月2日。提出者、築上町議会議員武道修司、賛成者、築上町議会議員池亀豊。築上町議会議長塩田文男様。

○議長（塩田 文男君） 提出者の武道修司議員、説明をお願いします。

○議員（仮議席12番 武道 修司君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

発議第4号築上町議会基地対策特別委員会の設置に関する決議について。

築上町に位置する築域基地に関する調査・研究並びに具体的な要望を行うもので、行政や住民と一体となって防音対策などに取り組み、住民の安全確保の対応策を検討するものであります。

また、在日米軍再編に係る訓練移転など、築域基地が多岐にわたり新たな局面を迎えております。関係自治体との連携を強化、活動することを含め設置するものであります。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これより発議第4号について採決を行います。発議第4号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま設置されました築上町議会基地対策特別委員会の委員の選任について、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、築上町議会基地対策特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、田村絳貴議員、吉元健人議員、宗裕議員、今富義昭議員、江本守議員、池永巖議員、鞘野希昭議員、池亀豊議員、田原宗憲議員、工藤久司議員、武道修司議員、信田博見議員、丸山年弘議員を選任することに決定しました。

なお、議長はオブザーバーとなります。

追加日程第9. 発議第5号

○議長（塩田 文男君） 追加日程第9、発議第5号築上町議会報告特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を願います。横内事務局長。

○事務局長（横内 秀樹君） 発議第5号築上町議会報告特別委員会の設置に関する決議について。標記について別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。令和5年8月2日。提出者、築上町議会議員武道修司、賛成者、築上町議会議員池亀豊。築上町議会議長塩田文男様。

○議長（塩田 文男君） 提出者の武道修司議員、説明願います。武道議員。

○議員（仮議席12番 武道 修司君） 発議第5号築上町議会報告特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

議会の広報である築上議会だよりは、議会と住民を結ぶ連絡網の基本であり、議会の審議、活動状況などを住民に知らせる重要な役割を担っています。この議会広報の活動を充実し、住民の皆様に分かりやすく情報を提供できる仕組みについて調査・研究し、それに関わる、編集に関わる委員が充実に活動できるように、また築上町議会基本条例第6条の、町民に議会の活動を説明し住民の知る権利を保障し、議会活動に対する住民の評価を容易にするため、議会報告会を開催することができるという規定に基づき、より住民に開かれた議会を目指すため、議会報告会の方法・内容について調査・研究するために設置するものであります。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これより発議第5号について採決を行います。発議第5号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置された築上町議会報告特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第

4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、築上町議会報告特別委員会の委員は、お手元に配付をしました名簿のとおり、丸山年弘議員、田村紘貴議員、宗裕議員、今富義昭議員、池永巖議員、武道修司議員を選任することに決定いたしました。

追加日程第10. 発議第6号

○議長（塩田 文男君） 次に、追加日程第10、発議第6号築上町議会研修特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。横内事務局長。

○事務局長（横内 秀樹君） 発議第6号築上町議会研修特別委員会の設置に関する決議について。標記について別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。令和5年8月2日。提出者、築上町議会議員武道修司、賛成者、築上町議会議員池亀豊。築上町議会議長塩田文男様。

○議長（塩田 文男君） 提出者の武道修司議員、説明をお願いします。

○議員（仮議席12番 武道 修司君） 発議第6号築上町議会研修特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

議会議員の活動は住民のさらなる生活向上を願うものであります。この研修委員会はそのための情報収集や先進事例を吸収し、築上町の発展に寄与するため研修を行い、議員の見聞を広めるとともに、近年の目まぐるしい社会構造の変化に対応し得るまちづくりの構築を議員みずから研究し、共通認識の中、住民生活の向上を目指すために設置するものであります。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 討論を終わります。

これより発議第6号について採決を行います。発議第6号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置いたしました築上町議会研修特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、築上町議会研修特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、田村紘貴議員、吉元健人議員、今富義昭議員、江本守議員、池永巖議員、田原宗憲議員を選任することに決定いたしました。

追加日程第11. 発議第7号

○議長（塩田 文男君） 次に、追加日程第11、発議第7号住みたいまちづくり特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。横内事務局長。

○事務局長（横内 秀樹君） 発議第7号住みたいまちづくり特別委員会の設置に関する決議について。標記について別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。令和5年8月2日。提出者、築上町議会議員武道修司、賛成者、築上町議会議員池亀豊。築上町議会議長塩田文男様。

○議長（塩田 文男君） 提出者の武道修司議員、説明を願います。

○議員（仮議席12番 武道 修司君） 発議第7号住みたいまちづくり特別委員会の設置に関する決議についての提案理由の説明をさせていただきます。

築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2次築上町総合計画は、町の将来を左右する重要な計画であり、町の各分野の施策を連携させて総合的に取り組むことが重要であるため、産業振興、地域経済の活性化、観光、定住促進など地域創生に関する総合的な対策について調査をするため、設置をするものであります。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これより発議第7号について採決を行います。発議第7号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました住みたいまちづくり特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、住みたいまちづくり特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、田村紘貴議員、吉元健人議員、今富義昭議員、江本守議員、田原宗憲議員、信田博見議員を選任することに決定いたします。

ここで一旦休憩いたします。

午後4時59分休憩

.....
午後5時00分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、議事を再開いたします。

ここで報告いたします。各特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に届いておりますので、御報告をいたします。

築上町議会基地対策特別委員の委員長に鞆野希昭議員、副委員長に今富義昭議員、築上町議会報告特別委員会の委員長に丸山年弘議員、副委員長に田村紘貴議員、次に、築上町議会研修特別委員会の委員長に江本守議員、副委員長に田村紘貴議員、住みたいまちづくり特別委員会の委員長に江本守議員、副委員長に吉元健人議員。以上のとおり、互選されたことについての御報告がありました。

これで報告を終わります。

.....
追加日程第12、選挙第3号

○議長（塩田 文男君） 追加日程第12、選挙第3号京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてです。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選

にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにはしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。京築広域市町村圏事務組合議会議員に塩田文男議員、武道修司議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました塩田文男議員、武道修司議員を京築広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました塩田文男議員、武道修司議員が京築広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第13. 選挙第4号

○議長（塩田 文男君） 次に、追加日程第13、選挙第4号京築地区水道企業団議会議員の選挙についてです。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにはしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

京築地区水道企業団議会議員に塩田文男議員、池亀豊議員を指名します。

ただいま議長が指名しました塩田文男議員、池亀豊議員を京築地区水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。したがって、指名しました塩田文男議員、池亀豊

議員が京築地区水道企業団議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第14. 選挙第5号

○議長（塩田 文男君） 次に、追加日程第14、選挙第5号築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙についてです。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名推選することに決定しました。

築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に武道修司議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました武道修司議員を築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。ただいま指名いたしました武道修司議員が築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで暫時休憩といたします。

午後5時05分休憩

午後5時27分再開

○議長（塩田 文男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会を開きましたので、議会運営委員会委員長の報告を求めます。武道修司議会運営委員長。

○議会運営委員長（武道 修司君） 議会運営委員会の報告をいたします。

先ほど議会運営委員会を開催し、議案第77号から議案第80号までの専決処分、議案第81号の一般会計補正予算、議案第82号の工事請負変更契約の案件については、委員会付託を

省略し、本日即決することに決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（塩田 文男君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。委員長報告のとおり、追加日程第15、議案第77号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第4号）について）から、追加日程第20、議案第82号工事請負変更契約の締結についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号から議案第82号は委員会付託を省略し、即決することに決定しました。

追加日程第15. 議案第77号

○議長（塩田 文男君） 追加日程第15、議案第77号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第77号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第4号）について）、令和5年7月21日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和5年8月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第77号専決処分についてでございますが、本案は、令和5年度築上町一般会計補正予算（第4号）でございますが、専決をさせていただいて、議会の承認を得るものでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額120億7,759万1,000円に823万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を120億8,583万円と定めるものでございます。

予算の内容は、八津田小学校の建設事業関係経費823万9,000円を歳出で増額し、歳入については、過疎対策債事業費を820万円、それから前年度繰越金3万9,000円を充当するものでございます。

内容は、八津田小学校の駐車場整備に係る事業でございますけれども、地盤調査をした結果、当初予想していない土壌改良が必要となったということで、非常に水気を多く含んでおる土壌になっておるといようなことで、改良しなければならぬということで、本来なら、この議案が、当初、この後の82号議案でもございますが、契約をもうしておる議案でございますけど、増額をするといようなことで、82号議案では仮契約を締結するための、その前段の予算措置をし

なければいけないというふうなことで、仮契約をするために予算措置をしたものでございます。よろしく御審議をいただき、御承認をお願い申し上げたいと思います。

○議長（塩田 文男君） これより質疑を行います。質疑のある方。宗裕議員。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） 質問させていただきます。

提案理由の中で、地方自治法第179条第1項を専決処分の根拠にされておりますが、先週、当選証書付与の際に、この議員必携を頂きました。この中の解説を引用しつつ、質問させていただきます。

179条の1項には、幾つか専決処分を適用できる条件が書いてありますが、多分、町村長が議会議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、この条項を適用されたものと想像しております。

ただ、この条項は、平成18年の地方自治法改正以前は、「議会を招集する暇がないとき」という漠然とした規定だったものを、平成18年の地方自治法改正により、先ほど申し上げた、「特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に改められたものであります。

ほかの自治体の議会では、その招集の時間的余裕がないことが問題になり、専決処分が不承認になり、さらには裁判となって、この時間的余裕がないことの客観性に欠けるということで訴訟になり、専決処分自体が否定された例もございます。

ただいまの提案理由では、全く緊急性の説明がございませんでした。

この日付を見ると、21日付、金曜日でございます。その2日後、日曜日は選挙でありましたが、選挙があったとしても、7月31日までは前任の議員さんたちが在籍しておって、1週間もあれば、私は、議会が開く時間的余裕は十分にあった。その客観性の説明をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 123条、時間的な余裕がないということで私が判断して、基本的には、町議選の選挙の期間中、そしてまた期間後もということで、立候補者の方もおるし、そして議員さんの立場を斟酌しながら、時間がないと。

それと一つは、学校現場の時間的な余裕ということで、できるだけ夏休み中に、ある程度主体工事はやり上げていかなければいけないという時間的な余裕が差し迫って、そのためには、契約変更するためには、まず予算措置をしておかなければいけないということで、これを専決処分とした理由でございまして。

あと、その後、予算措置をしてすぐに契約変更の仮契約を行っておるところでございまして、今日この仮契約が皆さんに承諾いただければ、明日からでもすぐに工事に入れると、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） 納得いかないんですが、討論の場ではないので……。

○議長（塩田 文男君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見……。宗裕議員。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） 今、町長がおっしゃった説明は、私は客観性には欠けると
思っております。

我々議員は、臨時議会の招集があれば、いつでも馳せ参じるつもりで全員議員になっているはず
です。さすがに、選挙期間中は遠慮したと、それは分かります。ただ、選挙終了後であれば十分
時間的自由があったと思っておりますので、私は地方自治法179条第1条による専決処分の要件
には欠けておると思っておりますので、この議案には反対したいと思います。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。武道修司議員。

○議員（仮議席12番 武道 修司君） この案件は、八津田小学校の案件で、特に、この建設の
ときもそうでしたが、始業式が始まって工事がまだ間に合わなかったというようなこともありま
した。

現場は、子どもたちの通学する場所でもあるし、また授業する場所でもある。一日も早く、授
業に支障がない、子どもたちにリスクのない対応をしていただくということを考えれば、一日も
早い対応が必要であったのではないかなというふうに思っております。

また、専決処分にして一日も早く対応したいということで、当時、私は議長をしていましたん
で、町長のほうから私と議運の委員長であります、現議長の塩田議長のほうに連絡があつて協議
をした結果、専決処分ですべての対応をしていただきたいということで、町長からの申出を受けたと
ころであります。

特に、子どもたちの教育現場ということもありますんで、一日も早い対応をして、子どもたち
に危害のないような対応をしていただきたいという観点から、この案件については、賛成の立場
からの討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これから議案第77号について採決を行います。議案第77号は承認することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、議案第77号は承認することに決定いたしました。

追加日程第16. 議案第78号

○議長（塩田 文男君） 次に、追加日程第16、議案第78号専決処分について（令和5年度築上町西角田財産区特別会計予算について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第78号専決処分について（令和5年度築上町西角田財産区特別会計予算について）、令和5年7月21日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年8月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第78号は、これも専決処分でございますが、本案は、令和5年度築上町西角田財産区特別会計予算の専決処分について、議会の承認を求めるものでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額を1,576万2,000円と定めるものでございます。

歳出予算については、総務費が160万7,000円、諸支出金が700万1,000円、予備費が715万4,000円となっております。歳入については、財産収入が55万9,000円、それからあと諸収入が1,519万9,000円という、主な収入でございます。

令和5年7月21日に、築上町西角田財産区管理会を開催いたしまして、この予算を皆さんに説明をしながら、同意が得られたということで、同意が得られたならば、議会のほうに提案すべきでございましたけれども、この予算についても、ちょうど選挙中であり、専決処分とさせていただいたということでございますので、よろしく御協議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。宗裕議員。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） この議案に関しては、幾つか質問させていただきたいんですが、まず1つ目、やはり専決処分の理由、議案書に書くべきだと思いますし、また、議案の説明のときに十分な説明をすべきだと思います。先ほどと全く同じでございます。

先ほどは、町長、執行部が提案理由の中で説明するべきことを武道元議長が説明された。私は初耳です。そういういろんな事情を聞いていれば、ああいう質問もする必要がなかったかもしれません。

先ほどは学校現場の特殊性、工事の工期の問題、そういうことが挙げられていましたが、こちらの財産区の特別会計に関しては、そういう執行上の何か特別な理由があったのでしょうか。専決処分にしなくても、この議会を待てば十分だったような気もするんですが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。専決の理由といたしましては、7月21日に管理会を開きました。その中で、本日提案、今、報告している議案の審議をしてもらっております、予算の関係で。管理会を開いたので、素早く管理会の費用弁償を支払うことが必要、そして、あと基金の関係です。特別会計で基金条例を制定して、基金に移行することが必要でしたので、一日も早く基金を積み立てるということで、そちらも踏まえて、管理会開催した同日に素早く予算処理ができるように専決処分をしていただいたところです。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗裕議員。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） 次の質問をさせていただきます。

議案の内容についてです。私は、この議案だけでは中身が全く分からない、いろんなあるべき附属資料、その他が足りないのではないかと思っております。

その前にちょっと、特別会計って、ちょっと順番間違えました。内容に関しては、3番目に行きたいと思いますので、2番目の質問は、まずこの特別会計の、今、予算書が上がっている、これは、この間の議会で下城井財産区を除く財産区が管理会制度に移行したことに伴って、ここに特別会計が上がっているのは理解しております。ただ、この特別会計、ほかの特別会計と違って、この中途半端な時期、年度初めではなくて、この中途半端な時期に予算案が上がっているのも、移行している初年度であろうというふうに想像しておりますが、来年度以降、当然、決算があり、また来年度の予算もあると思うんですが、ほかの特別会計と同じ時期に上がるものなんでしょうか。それとも、今回のようなイレギュラーな、今後も時期がずれるんでしょうか。まず、その点の説明をお願いします。

○議長（塩田 文男君） 宗議員、質問3回目だから、この1回で全部言うだけ言ったほうがいいと思うよ。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） ああ、じゃあ、もうちょっと。分かりました。ちょっと作法があまり分からないので、議長、アドバイス、ありがとうございます。

次に、内容でございます。内容を拝見したんですが、先ほど基金の説明もありましたけど、収支の中に基金に繰り入れるとか積み立てるとかいうのがあるんですが、この中には、現状、基金の残高とか、どういう基金かとかいう説明がないので、予算書の中に基金があるんだったら基金

に関する、何ですか、調書というか、多分始まったばかりなんでゼロかもしれませんが、そういうのがあるほうがいいんじゃないかと思えますし、あと、中身を拝見しますと、収入に関して各3つ、ほかのにも関連するんですけど、西角田の場合、ちょっと待ってくださいね、西角田は収入に関して疑問点はないんで、すみません、支出のほうです。支出のほうで、西角田だけ120万円という保険料、ほかのところはこんな高額な保険料ないんですよ。西角田だけ何で120万円という保険料が上がっているのかということをお尋ねしたいのと、あと、先ほど管理会の承諾を得て議会上げている、当然、管理会の中では単なる予算だけではなくて、本年度こういう方針で事業を進めるという事業計画のようなものがあって、その事業計画の裏づけとしてこの予算が上がっていると思うんです。最終的な承認はこの議会ですから、議会で十分な議論をするためには、そういう、管理会には当然上がって承認を受けているだろう事業計画等も、ちょっと説明を受けないと、我々議員は判断できないんじゃないかと思うんで、以上の点、説明をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 事業計画というものは、議会のほうに議案として出すべきものじゃなくて、予算執行方針とかそういう方針の中で出すものでございますので、あくまでも議会に出すのは予算であるということで御理解願いたいと。

それから、普通の会計と特別会計と一緒にになると、当然、多分、特別な急を要するものは専決処分ですけれども、あと、今後は他の特別会計と同じような形の議会提案の形式になるように私も極力やりたいと、このように考えております。

それからあとは、何やったかな。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） 保険料120万円。

○町長（新川 久三君） 120万は、これは5年契約の保険料が満期になって、期限が来て更新をしなければならぬ、それで年数、どこでも財産区、違うわけですね、契約したその年が。だから、そういう形で、西角田だけ120万の保険が必要になるということで、ほかのところはまだ必要でないというようなことになっておるところでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗裕議員。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） 議長、ありがとうございます。やはり今の回答を聞いて疑問点が出ました。

120万円の保険料は複数年度にわたるものであるという説明がございましたが、私もそこまで詳しい知識はないんですが、この特別会計も普通の築上町の会計と同様なルールというふうに考えると、複数年度の契約を単年度のここの予算書に上げるのはやや違和感を感じるんですが、

例えば、債務負担行為とか複数年度契約とか、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 当該年度に支出を要する部分については、債務負担行為とかそういうのはございません。保険料が5年契約で一括して払うという形になれば、当該年度の予算に計上しなければいけないと、こういう制度になっております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） それでは討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これから議案第78号について採決を行います。本案に対し、反対意見はございません。議案第78号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は承認することに決定いたしました。

追加日程第17、議案第79号

○議長（塩田 文男君） 次に、追加日程第17、議案第79号専決処分について（令和5年度築上町葛城財産区特別会計予算について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第79号専決処分について（令和5年度築上町葛城財産区特別会計予算について）、令和5年7月21日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年8月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第79号も専決処分についてございます。令和5年度築上町葛城財産区特別会計予算の専決処分でございます。これも議会の承認を求めるものでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額を1,772万8,000円と定めるものでございます。

歳出予算については、総務費が40万8,000円、諸支出金が1,000万1,000円、予備費が731万9,000円となっておりますのでございます。

歳入については、財産収入が171万6,000円、それから諸収入が1,600万8,000円

という歳入でございます。

令和5年度、これも7月21日付で、21日に葛城財産区管理会を開催いたしまして、この議案に提案する予算案が同意が得られまして、速やかに予算執行が必要のため、地方自治法第179条第1項の規定により、7月21日付で専決処分したところでございます。よろしく御審議をいただき、御承認をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。宗裕議員。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） 専決処分の私が指摘した問題は全て共通するんですが、もう先ほどの繰り返しになるのでここではいたしません。

ただ、質疑の席で言うのが適切かどうか分かりませんが、先ほどの私の質問の意図が適切に伝わっていなかった点は、ちょっと一言言わせてください。議案の提案理由の中に、専決処分の理由をもっと詳しく書くべきではないかという、それはそういう質問でした。

もう一つの事業計画とかは議案そのものではなくて後ろに、今回の幾つかの議案にもついてますけど、議案資料の中につけてほしいという意味で聞いたので、議案には必要ないというのはそのとおりだと思います。

続いて、質問に参ります。今度は中身です。

この中身、ほぼ、どの財産区も同じ項目、同じような内容なんですが、幾つか3つを比較すると大きく違っている点があるので、その点につき、葛城のその違っている点をお尋ねします。

まず、歳入に関して財産収入、いずれの改良区も主な収入は自主造林売払い収入と土地売払い収入の2つでございます。自主造林売払い収入は何となく想像がつくんです。財産区の主な財産は山林だというふう聞いておるんで、山の木を切って売っているんだらうと想像がつくんですが、土地売払い収入に関しては、ちょっと通常切り売りするようなものではないと思うんで、何か特別な事情があって、本年度は土地を売り払う予定ではないかと思うので、その点については内容をお尋ねしたいと思います。ここ、議案の5ページ、葛城の場合は171万4,000円の予算が上がっております。

それと、もう一枚めくっていただいて、議案の7ページ、雑収入のほうです。今回、初めての特別会計だからこのようになっているのではないかと想像しているんですが、雑収入に多額の金額が3つとも、3財産区とも計上されておまして、例えば、本議案の葛城財産区の特別会計では、雑入のところに1,600万6,000円の金額が計上されているんです。ほかにも数百万円の計上されておまして、通常雑収入というとそんなに大きな金額が計上されるのは、何のお金かなと思いますし、単に説明のところも雑入としか書いてなくて、内容が全く分からないんです。

私の想像としては、財産区が議会設置の財産区から管理会の財産区に移行するに当たって、今までの財産区が積立てとか余剰金で持っていたお金を、今度、新しい特別会計に移行するに当た

って、雑入で多分受け入れているのではないかと想像はしているんですけど、やはり説明いただかないと全く内容が理解できないので、説明をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

まず、5ページの土地売払い収入についてですけども、こちらについては、財産区が所有する土地に林道整備事業がありまして、そちらの開設に伴いまして土地を売却、これについては、財産区のみではなく、民地も含まれます。財産区の土地、現場が極楽寺の林道開設のほうになります。約5,700平米ありますけども、こちらの財産売払いになっております。

そして、先ほど言われた、次に7ページの雑入の分ですけども、こちら1,600万6,000円、こちらにつきましては、旧財産区議会があったときからの継承となっております。そちらのほうを受け入れる、先ほど言われたように、この雑入で財産区議会の経費は打切り決算になっていきますので、こちらのほうを雑入として入れております。

内訳につきましては、こちらも財産区によってはその経営規模が変わりますので、本財産区、当該財産区につきましては、定期として1,000万、そして通常一般の預貯金、通常経費として使われる予算として600万6,000円ということになっております。

以上です。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） ありがとうございます。

○議長（塩田 文男君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第79号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第79号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は承認することに決定いたしました。

追加日程第18. 議案第80号

○議長（塩田 文男君） 追加日程第18、議案第80号専決処分について（令和5年度築上町上城井財産区特別会計予算について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第80号専決処分について（令和5年度築上町上城井財産区特別会計予算について）、令和5年7月21日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年8月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第80号も、これは専決処分でございます。これは、令和5年度築上町上城井財産区の特別会計の専決処分でございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を3,312万5,000円と定めるものでございます。

歳出予算の総額については、総務費が91万8,000円、諸支出金が2,000万1,000円と、予備費が1,220万6,000円となっております。

歳出予算については、財産収入が530万7,000円、それから諸収入が2,781万4,000円と、こういうのが主な収入でございます。

これも、令和5年の7月21日に築上町上城井財産区管理会を開催いたしまして、この予算案に同意が得られ、速やかに予算執行の必要のために、地方自治法第179条第1項の規定により、7月21日付で専決処分をいたしました。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。宗裕議員。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） 3つはほぼ同じ専決処分でございますから、繰り返しになりますので、専決処分の客観的理由が不足している点、内容の説明が不足している点については繰り返しません。

ほかの、前の2つとも共通するんですが、中身で説明を求めたいところをお尋ねします。

収入に関しては、この上城井ですか、自主造林の売払い約170万、土地の売払い約350万、先ほど説明いただきましたので、ほぼ同じ内容だろうと思いますので、この点はお尋ねしません。

ですから、歳出のほうについてお尋ねします。

8ページ及び9ページでございます。

まず、8ページの歳出の中の財産管理費の中に、この上城井財産区だけが、業務委託料31万円が計上されているのです。ほかの財産区にはございません。どのような業務を委託しているかの説明を求めます。

もう一点、9ページ、支出のほうの9ページでございますが、支出は結局、先ほど、保険だとか委員さんの報酬だとか、今言った業務委託料だとか、事務の消耗品なんかの総務費を除くと、主な支出は財政調整基金に積み立てることと予備費に振り分けられているようにあります。

それで、どこの、3つとも財産区、共通して同じような予算を組んでいるように思うんですが、大体、余ったお金の半分ちょっとを財政調整基金積立金として、残りちょっと少なめ、そうは言

っても、例えば、上城井財産区では1,200万円のお金を予備費としております。予備費は具体的な必要とか、めどがあって予備費に計上しているのか、それとも取りあえず計上していて、1年間、特段のことがなければ、これも多分、最終的には繰り越すなり基金に積立てとか、その辺の見通しをお尋ねしたいのと、今回、議会設置の財産区から管理会形式の財産区に移行しましたが、これを見るとほとんど、いずれの財産区も財産区の財産の維持管理、主に維持管理の業務をやっている、積極的な事業は行ってないように思うんですが、過去数年間もほぼこの予算案と同じような事業内容だったのか、今後の見通しも大体同じような管理業務を主体とする、基金を積み上げていくような、そういう運営方針なのか、その点についてお答えください。

○議長（塩田 文男君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。先ほどの御質問ですけれども、まずは、8ページの業務委託料です。こちらについては、31万を計上しております。

内容といたしましては、財産区林、財産区の敷地ですね、管理林の監視業務となっております。当該上城井財産区については、面積が281ヘクタールとあって、この3つの財産区の中でもかなり突出した管理面積となっております。実際には、こちらのほう、財産区の管理会等々で監視業務ができない関係で、業務委託をすることによって、倒木であったり不法投棄であったりというのを、年間通して監視業務をやってもらっております。

そして、続きまして、9ページの予備費、積立金の関係ですけれども、今年度の予算につきましては、財産区議会が解散して、それから管理会へと移行したものです。このときに、こちらに計上しております定期預金、財産区議会で管理をしていた定期預金が2,000万円、そして、それ以外の予算については、その1,200ということになっております。こちらをそのまま予算化しておりますので、今回の令和5年の予算については、前回、財産区議会から踏襲した形の予算を計上しております。

なお、今後の見通しにつきましては、今回、財産区の予算を正式に予算編成しましたので、今年度以降については、こちらの予備費を財産区の管理会と相談をしつつ、こちらの運用を積立のほう、基金のほうに積立てをして、健全な財産区運営をしていきたいと考えております。

なお、数字のバランス等については、各財産区によって違いますので、その都度協議をしたいと思いますと思っております。

そして、3点目の今後の見通しですけれども、財産区につきましては、先ほど議員の言われたとおり、財産区の財産ですね、その当該する財産の管理が主な目的となっております。

主な目的としては、その財産区の管理する住民等の福祉の増進というのが一つ、財産区には大きな目標、目的がありますので、こちらについては常に財産区の管理をして、必要とあらば、また均等性を取って、地域の何か福祉の増進に役立つものができるのであれば、もうそちらのほ

うに行くと。ただ、財産のほうで、そんなに大きな予算、全ての当該地域にいろいろ事業を
と予算のほうが逼迫してきますので、こちらにも計画を立てていく予定にしております。今のと
ころ、その計画のほうはございません。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗裕議員。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） 丁寧な説明ありがとうございます。大変よく分かりました。
ただ、私の質問が悪かったんだと思います。私の先ほどの質問で答えていただけなかったこと
がありますので、再度質問させてください。

過去数年間、今、課長がおっしゃった、お金が余れば各財産区で判断して、地域の福祉や地域
のいろんな人のために事業的なことをやってお金を使う、維持管理ではなくて使うということは
当然あると思うんですけど、過去、この数年でそういう事例があったんなら、教えていただき
たいと思います。

○議長（塩田 文男君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。過去の財産区の事業化ですけれども、私が、記憶
というか、西角田か葛城か、ちょっと……。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、財産区のお金を地域のほうに使ったことがあるかということござ
いますが、私が町の職員時代には何回か使っております。それから、町長になってから1回使っ
たというのは、これ、西角田財産区だけです。当時、西角田財産区は非常に財政状況がよくて、
住民に配分するようなお金があったということで、それぞれ5か年の、地元の要望を聞きながら、
特に公共事業、例えば、町の補助事業でないような事業をやりたいというふうな、特殊な、特別
な形の事業をやるというところに支出をしていくという形になっておりますんで、200万円ず
つ分けたりとか、そして5か年でこのお金を公共事業のほうに使っていく。例えば、上り松地区
のほうでは、農業集落排水事業ということで、圃場整備のときの川の負担金に充てていったとか、
そういう、いろんな使い道、それから公民館を建てるときの用地代は地元提供でございますので、
その地元が公民館の用地をこの財産区のお金で購入したりとか、こういう事例は、西角田財産区
だけは、この管理会を持った中では、本議会の範疇の財産区、ただし下城井財産区は、今、小ま
めに少しずつやっているの、これは、当議会の範疇ではございませんので、そこのところは答
えを差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） はい。

○議長（塩田 文男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第80号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第80号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は承認することに決定いたしました。

追加日程第19. 議案第81号

○議長（塩田 文男君） 次に、追加日程第19、議案第81号令和5年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第81号令和5年度築上町一般会計補正予算（第5号）について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度築上町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和5年8月2日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第81号は、令和5年度築上町一般会計補正予算（第5号）でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額120億8,583万円に2,906万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を121億1,489万2,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、自治会が管理する防犯灯を全てLED化するという事で、その費用を1,946万円、それから給食材料費、価格高騰の影響を受けている保育園に対し、運営費を一部補助する保育所給食支援事業388万1,000円、省エネ家電買換え促進事業450万円な

どでございます。

歳入の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が790万3,000円、それから前年度繰越金1,860万9,000円とございます。

なお、防犯灯のLED化という形で、要するに、CO₂排出を少なくしようというような考え方の中で、本町も宣言をいたしましたので、できるだけ早く、そういう、エネルギーを消費するのを削減するというようなことでLED化に踏み切ったわけでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（仮議席11番 工藤 久司君） 何点か、何点かというか、今、町長の説明の2款1項12目のLED化です。これは全ての自治会の防犯灯ということだったんですが、もう一度そこら辺の確認と、もう一点。それと省エネ家電買換えの促進事業、4款1項4目、これのメニュー、ほかの自治体もやっているようですが、そのメニューとしっかりした内容、幾らまでとか、こういうものということの、町が持っているものがあれば、その辺の説明をお願いします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 防犯灯のLED化、今まで大体1自治会に1年間3灯という形で配分しております、3灯も要らないというところもございましたので、それはまた二次配分で、その残りの分を必要なところに配分してましたけど、非常に要望多いというようなことで、もうこの際、全てやっ飛ばさようということ、そうしたほうが、もう一括的にやって、予算は次から使わんでいい、どうせ換えなきゃいかん問題だろうというようなことで、できるだけやっぱりCO₂排出を、町の施設、そういう、防犯灯の中から少なくしていこうではないかということで、全灯を買い換える予定をしておるところです。

それからあと、省エネ家電のほうについては、従前、第1回目やりましたけど、まだ応募が、非常にやりたいという方が多かったんで、国からの予算頂いたんで、それを第2次でやろうというようなことで、計画をさせていただいたところでございます。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。工藤久司議員。

○議員（仮議席11番 工藤 久司君） まだメニューを答えてもらってないから、メニューをちょっと。

○議長（塩田 文男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。メニューにつきましては、2つあります。エアコンとエコキュートになります。

エアコンにつきましては、取替対象金額の3分の1の助成で、上限は5万円になります。

それと、あとエコキュート、エコキュートにつきましては、取替対象金額の3分の1の助成で、

上限は10万円という形で予定をしております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 工藤久司議員。

○議員（仮議席11番 工藤 久司君） エコキュートとエアコン、ほかにはメニューとして、今回、考えられなかったのか、どういう協議をしたのか、ほかの自治体を見れば、テレビとか、いろいろそういうものもあるようです。今回、この2点、もう少しメニューを増やしてもよかったのではないかなという気がします、どのような協議をして、この2点でまた、広げずにこの2点に絞ったのかをお願いします。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。協議につきましては、庁議のほうで、新型コロナの交付金の内容について協議をしました。その中で、エコキュートとエアコンについては昨年やっていますが、これについてはかなり人気があったということで、第2弾をしようということで、ちょっとほかの、テレビとかはそのときは対象とはしておりませんでした。以上です。

○議長（塩田 文男君） 工藤久司議員。

○議員（仮議席11番 工藤 久司君） できれば、もう少しメニューを広げて、皆さんがもう少し活用を、今後、またあれば、そういうことで検討していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（塩田 文男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第81号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第81号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

追加日程第20、議案第82号

○議長（塩田 文男君） 次に、追加日程第20、議案第82号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第82号工事請負変更契約の締結について（築上町立八津田小学校建設工事⑩外構工事（駐車場）について）、次のように工事請負変更契約を締結するものとする。

令和5年8月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第82号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本案は、築上町立八津田小学校建設工事⑩外構工事（駐車場）の工事請負契約の変更について、議会の承認を求めるものでございます。

本請負契約は、令和5年5月30日に指名競争入札を行った結果、大浜建設工業株式会社が消費税込みで4,554万円で落札し、令和5年6月2日に契約を締結し、現在工事中でございます。

今回の主な変更点につきましては、先ほど予算のほうでも申しましたが、土質調査の結果、土質が柔らかくて、水気が多いということで、支持力がないという状態のため、地盤改良を行う必要がございます。そのための増額で、これが823万9,000円の増額をしなければならないと、このような形で増額をして、仮契約、5,000万を超えるんで、議会の承認が必要になってくるというふうなことで、5,000万を超える契約ということで、増額したら5,377万9,000円になるというようなことでございますんで、初めて今議会のほうに契約変更の議決を求めるものでございます。

なお、外構工事としては舗装が3,274平米、それから囲障、排水、その他工作物と、それから校内の配電線路、電線路ですね、それから外灯工事、屋外給排水施設工事、その中で、舗装のできない状態でございますんで、そこを契約変更したということでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。宗裕議員。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） 最初に質問させていただいた議案第77号の専決処分、これはこの契約案件の予算措置であることは十分理解しております。その前提で質問させていただきます。

議案資料で、附属資料で出ております現契約書を拝見しますと、契約日は6月2日、現契約でございます。現契約の工期は6月2日から10月31日、今回の変更契約においては、工期の変

更はございません。

それで、当初の契約、現契約の時の見直しをお尋ねしたい。これを見ると6月から10月、特に夏休み中に工事をする前提で契約されているわけではないと思うんです。子どもたちがおる間も並行して工事をやる、そういう前提で契約しているように思えるんです。

先ほどの専決処分の理由では、何か夏休み中に急いで工事をというような話でしたけど、これを見ると、工期が伸びているわけでも何でもありませんし、その前提でお尋ねするんですが、そもそも地盤が軟弱ですか、それで追加の発注が必要になるということが判明したのはいつですか。

それと、多分、夏休み中等、子どもがいないときじゃないとできないような工程、工事がもともと想定されていたのか、あるいは今回追加になった工事は特別な工事で、やっぱり子どもがいる間は支障があるような特別な工事なのかどうか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、本工事につきましては、工事着手後に、外周のフェンスの基礎の設置に伴い、1メートル程度掘削をした際に、地下水の流入が多かったという状況がございました。

また、バックホー等の重機を搬入したところ、重機が沈下をするというような状況が見られました。そのことから、土質の調査、いわゆるCBR試験を行ったというところでございます。

工事の発注前の現場確認では、解体工事が令和4年11月25日に完了しており、発注まで約半年程度経過をしていたということもございましたし、発注前の現場の確認では、土の表面は乾いていたという状態だったということでございます。ただ、工事後にそういう状況が見られたということで、土質の調査を行ったということでございます。

それから、工程に関しては、6月2日に契約をいたしまして、10月31日までということで変更はございません。ただ、先ほどちょっと町長が答弁されましたけど、本工事につきましては、小学校という学校施設の工事ということで、できるだけ児童が登校せず、授業がない夏休み中に、工事を止めずに進めさせていただきたいということがあって、工事工程に遅れが生じないように、速やかに契約変更を締結する必要があったということで、7月21日付で補正予算を専決処分していただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかにないですか。田原議員。

○議員（9番 田原 宗憲君） 今、課長の説明にちょっと疑問を感じるんですが、この八津田地区は、多分、礫質の地盤だと思います。その、水が何か湧いて出たということがありますが、それは恐らく解体したときに水をまいて、ほこりがしないように、たまった水が出たのではないかと

などと思うのと、それと、この議案の、何ですかね、議案資料の中に、2メートルから3メートルの掘削って書いてると思うんですが、この舗装構成と、この安定、路床工の厚さがどれぐらい改良したのかをちょっとお聞きします。

それと1点、ちょっと申し添えしときます。この小学校の、前、プールがあったと思うんですね。その際に、プールの撤去したときにも多分、恐らく2メートルぐらいは多分掘削してると思うんですが、今、グラウンドになっています。そこが、もしこれが本当に、今の水が湧いたとかいう、この八津田地区が盤が悪いのであれば、グラウンドのほうも沈下するおそれがあるんじゃないかなと思うんですが、そこも一応、ちょっと申し添えしておきます。

○議長（塩田 文男君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。フェンスの基礎の設置で、1メートル程度掘削したときに湧水が多かったというのは、解体のときの散水した水ということではないように聞いております。解体から半年程度経過をしていたということもございまして、その辺の理由ではないというふうには聞いております。

それから舗装の構成でございますが、まず、アスファルトの表層が5センチ、それからその下の上層路盤ですかね、それが15センチという舗装構成になっています。

今回、安定処理を行うのは、路床の部分で60センチ程度掘り下げて、1平米当たり50キログラムのセメントを攪拌するというところで設計をしているというところでございます。

それから、プールの解体跡地については、今のところ、グラウンドが沈下をするというような報告はございません。ただ、今後、追加工事ということで、グラウンド整備を今年度実施をする予定にしておりますので、もしそういう状況があれば、その中で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。宗裕議員。

○議員（仮議席4番 宗 裕君） 大変申し訳ないんですが、反対の立場から議論させていただきま。

工事の必要性、工事の内容については反対ではございませんが、今までの質疑の内容を聞いておまして、私の質問に対して、6月の2日に契約を、多分、直ちに工事に、現場に入っていると思うんです。フェンスの基礎掘りとか、そういうのは最初の工程だと思うんです。ですから、地盤が不良であって、地盤改良工事、それに伴って契約変更が必要なのはかなり早い時期に分か

ってたというふうに私は理解しました。ただ、分かったとしても、調査、積算、こういう追加契約ということで、いろいろ事務を整えるのに時間のかかることも理解しております。ただ、こういう工程管理を素早くやらないことが、例えば、この間の八津田小学校の不適切な事務処理です。あの大きな原因は、工程管理がまずくて、工事が遅れてたつてことが、私、一番大きな原因だと思ってるんです。

今回、また、あの不祥事の再発防止策のようなものがホームページ上で発表されておりましたが、今後、そういうことがないように、複数の人間で、担当課一丸となって、きちんと工程管理をするみたいなことも書いてあったと思います。やはり安易に専決処分とか、あるいはもう、こういうぎりぎりの変更契約とかすればいいという姿勢が、いろんな問題を生じると思っているんで、もっと早くこういう手続ができたのではないかと、またそういうふうにしてほしい、そういう警鐘を鳴らしたいと思しますので、あえて反対の討論をさせていただきます。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。武道修司議員。

○議員（仮議席12番 武道 修司君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の案件につきましては、実際、工事を始めて、水が湧いて出てきたということで、予測不能な状況の中で工事の流れになっていたと。そういう点を踏まえて、特に、主に工事期間を夏休み中にとということで、早急な対応をとということでされているのではないかなというふうに思っております。

前回のいろんな問題を踏まえて、子どもたちに害のないように、また子どもたちに迷惑が、特に授業とか通学とかで迷惑かからないようにしていただけるという前提で、この早い対応をされているというふうに思いますんで、速やかに変更契約をして、八津田小学校の駐車場の工事を進めていっていただきたいという観点から、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これから議案第82号について採決を行います。議案第82号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。起立多数です。議案第82号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 2 1. 築上町議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（塩田 文男君） 追加日程第 2 1、築上町議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付されましたように、閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第 2 2. 築上町議会常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（塩田 文男君） 次に、追加日程第 2 2、築上町議会常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付していますように、閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第 2 3. 築上町議会特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（塩田 文男君） 次に、追加日程第 2 3、築上町議会特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各特別委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付していますように、閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

町長から挨拶の申出がありましたので、これを許可します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 臨時会をいたしまして、5時を過ぎて、今もう6時半になっておりますけど、本当に慎重審議して、全議案を採択していただき、大変ありがとうございました。

なお、初めての議員さんには、今まで慣れてなかったと思いますけど、今後、またどんどん、いろいろ勉強していただきながら、質問等々よろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、今、災害の件を、冒頭報告しましたが、災害の件数がまとまり次第、すぐに調査の設計をしなければなりませんので、その経費を専決処分させていただきたいというふうを考えておりますので、一刻も早く災害の、国の予算を頂けるものについては、早くやっぱり申請しなければいけないし、町単でやるべきものも出てくると思いますけど、町単の部分については後でいいんですけど、国庫負担金を伴うものについては急いでやらなきゃいかんと、このように考えておりますので、専決処分ですら調査費のみ上げさせていただきたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、皆さん、本当に今日1日ありがとうございました。

○議長（塩田 文男君） これで、令和5年度第2回築上町議会臨時会を閉会します。どうもお疲れでございました。

午後6時33分閉会
